

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2016年4月5日に不適合管理会議で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理会議で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件
2. G II グレード 0件
3. G III グレード 5件

| NO. | 号機等 | 不適合事象 | 備考 |
|-----|-----|---|----|
| 1 | 2号機 | 主変圧器・所内変圧器周りにある母線ダクト室(屋外)の照明が点灯しないことを確認した。当該事象の原因を調査し点検・修理。 | |
| 2 | 4号機 | 原子炉建屋付属棟と排気筒モニタ建屋の間にある建屋内排水系配管Uシールドレン弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。 | |
| 3 | 6号機 | 原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽(B)液位計の指示が変動を繰り返すこと、および液位が低いことを示す警報の発生を確認した。当該計器を点検・修理。 | |
| 4 | 6号機 | 管理区域内からの物品搬出測定時、携行品モニタでの搬出が認められていない物品(粘土状舗装材)の搬出を確認した。当該事象の原因を調査。なお、物品汚染がないことを確認済み。 | |
| 5 | 6号機 | 管理区域内からの物品搬出測定時、携行品モニタでの搬出が認められていない物品(管理区域内に貼付されていたシール)の搬出を確認した。当該事象の原因を調査。なお、物品汚染がないことを確認済み。 | |